

【用語】大織—太織、麻織物・綿織物の総称 農間—農業の合い間 貸ばた渡世—機屋から貸与された糸を織つて加工貯をとり生活すること 加判—借用証文に債務者とともに判を加え、連帯責任の所在を明らかにすること 急度—必ず 弁金—金銭の融通をつけること 保泉村—佐波郡境町 茂呂村—伊勢崎市茂呂

【解説】伊勢崎の太織生産地域に、いわゆる元機屋（織元）と称する織物業者が現われたのは文政年間の頃といわれている。その元機屋は自己資金で原料糸を買い付け、それを自ら染色し、また紺屋に依頼して染色を施したうえで、一疋分の染め上がり糸に指定の縞柄を付して農家（質織人）に配布した。糸を配布された農家は、自分で糊付け・整経・機巻・掛けから巻通し・製織までの全工程を行い元機屋に納めるというものであった。当時、太織縞と呼ばれていた伊勢崎縞は弘化四年（一八四七）に絵柄を織り込む大絢が発明されるなど、生産技術の向上が商品価値の増大をもたらした。同年十一月の時点で伊勢崎領内の元機屋は六六軒あり、嘉永元年（一八四八）には一〇二軒に達した。

この文書は天保十四年（一八四三）八月、保泉村の又内が下植木村（伊勢崎市）の元機屋下城勇蔵にてた質機渡世証文である。その契約内容は、①農間の家内稼ぎとして太織糸を借用し、織上げ次第に製品を納入する、②時相場による織貯の貸付け（支払）をうけ、くり返し太織糸を借用する、③質機渡世が継続される間に損失が生じても、加判人が弁済し元機屋へは少しも迷惑をかけない、というものであつた。なお、「農間稼ぎ」の主体者は又内の女房ないし女子であり、織子と呼ばれた。